作業療法士様各位

**H27年度最後の演習研修**

***「生活行為向上マネジメント」***

***概論研修・演習研修のご案内***

**生活行為向上マネジメント概論と生活行為向上マネジメント演習同時開催**

**主　催**：千葉県作業療法士会　MTDLP特設委員会

**会　場：八千代リハビリテーション学院**

 **〒276-0031千葉県八千代市八千代台北11-1-30**

**日　時：H28年1月17日（日）9：00～17：30予定（受付8：45から）**

※概論研修受講済みの方は演習研修のみの参加も可能。10：45より講義の開始（受付10：15から）

**対　象**：日本作業療法士協会・千葉県作業療法士会所属の作業療法士（当日受付にて会員証確認します）。

研修ポイント２ポイントが付与されます。

**講　師**：生活行為向上マネジメント指導者：村島 久美子（所属：東京さくら病院）

**参加費**：4000円（テキストない方はテキスト代別途1000円頂きます）

**申込み方法**：下記必要項目を記載の上メールにてお申し込み下さい。

表題：生活行為向上マネジメント演習研修参加希望

①氏名（ふりがな）　②会員番号　③所属ブロック名（東葛南部、南総など）④所属機関　⑤経験年数⑥連絡先（電話番号）⑦参加研修「概論と演習」もしくは「演習のみ」⑧テキスト購入希望有無

**申込み期限**：H28年1月4日まで（先着順）

**◎注意事項**

・研修で使用しますのでテキスト（作業療法ﾏﾆｭｱﾙ57生活行為向上ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ）を必ずご持参ください。

・日本作業療法士協会の会員証をご持参ください。

・お申し込み後、1週間以上返信がない場合には下記メールアドレスまでお問い合わせください。

平成20年度より国家からの要請もあり日本作業療法士協会は新たな自立支援型アプローチとして生活行為向上マネジメントの研究開発に取り組みました。その成果として平成27年4月の介護保険改定で生活行為向上マネジメントの手法が制度化され、生活行為向上リハビリテーション加算が算定可能となりました。次回の保険改定では医療保険分野での生活行為向上リハビリテーション加算の導入が検討されています。

私たち作業療法士は今どのように実践を行うべきでしょうか？作業療法士が働きかけて施行された制度を、作業療法士が実施できないという現実が許されるでしょうか？

千葉県作業療法士会では次回の介護・医療保険の同時改定までに千葉県内のすべての作業療法士が生活行為向上マネジメントを習得し、実践をしていることを目標としています。

皆様の研修会への積極的な参加・活動へのご協力・臨床での実践をよろしくお願いいたします。

問い合わせ・申し込み先：chibasan3@gmail.com（千葉県MTDLP特設委員　浦部・松山）